

## 令和5年第7回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年6月26日					
召集場所	滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び宣告	開会 令和5年6月26日 午前9時 30分 議長 瀬川 博 閉会 令和5年6月26日 正午12時 00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	欠席			
会議録署名委員	日野 委員			西田 委員		
事務局職員の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	濱塚 公平
議事日程	議案第1号 農地所有適格法人事業報告について 議案第2号 農地所有適格法人事業報告について(議事参与制限) 議案第3号 農地所有適格法人事業報告について(議事参与制限) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について(議事参与制限) 議案第6号 農用地利用集積計画の決定による許可申請について(議事参与制限) 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和5年第7回総会

議 長 本日、太田越委員より欠席の連絡をいただいております。在任委員12名、出席委員13名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第7回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第13条の規定により8番日野委員、10番西田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、5月29日から6月1日まで全国農業委員会会長大会等に出席いたしました。内容については、全国農業会議所としての国に対する政策提言決議等を行いました。また研修では、道の駅木更津で地産食材、加工品の販売、飲食店でも地元食材を中心とした取組や、かずさDNA研究所で医療、産業、教育等の「遺伝子研究」に基づく社会貢献的研究を行う機関の視察をしてきております。資料については事務局備え付けとなっておりますので興味のある方はお声かけ下さい。

日程第3. 議案第1号. 農地所有適格法人事業報告について議題とします。

朗読願います（係長朗読）

説明願います（局長説明）

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業報告であります。本議案では、●●●●からの事業報告であります。本議案について係長より詳細を説明いたします。

局 長 別紙資料1ページから5ページまでのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく要件を満たしていると判断いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第4. 議案第2号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別紙資料6ページから10ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第5. 議案第3号. 農地所有適格法人事業報告について議題といたします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、●●●●からの事業報告であります。別紙資料11ページから15ページのチェックシートにより確認しましたが、不可となった項目がなく、要件を満たしていると判断いたしま

す。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本報告を了承することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第6．議案第4号．農用地利用集積計画の決定について  
議題とします。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、●●●●より●●●●さんと●●●●さんを相手方  
として農地保有合理化事業により売渡しをする案件になります。  
場所について15～16ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第7．議案第5号．農用地利用集積計画の決定について  
議題とします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですの  
で退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、●●●●より●●●●さんを相手に農地保有合理化  
事業により売渡しする案件になります。場所については19  
ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。  
計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。本計画案は適当であると決定しました。

日程第8. 議案第6号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。なおこれは●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、農地法第3条第1項の許可申請であります。●●●●さんと紋別市の●●●●さんの間での贈与の案件になります。場所については29ページをご参照下さい。本件につきましては、詳細を係長より説明いたします。

係 長 本件は、令和4年5月にあっせんにて売買した土地の農地外部分に関わる3条申請となります。当初住宅周辺の土地については農地外としてあっせんには適さないものとして処理し、●●●●さん、●●●●さん双方の合意の元農地外の取り扱いで進んでおりました。しかし売買が完了して登記する事になった時に法務局より、現状耕作可能であり農地の様相に見えるという判断がなされました。これを受け、「売買は完了しており契約上は農地外として既に売り払われている土地の所有権移転のための許可が必要である」という案件となり、3条の贈与案件として処理する事といたしました。当該地以外の土地は既に所有権移転登記が完了しているため、本地のみ上程いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。

日程第9. 議案第7号. 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第4条第1項の許可申請であります。三区の●●●さんより植林地としての転用を求められたものになります。申請者は土地所有者の●●●●さんからの申請となります。転用期間については永久転用。事業の計画としては農地の付近の山林を伐採して新たに植林を行うものであります。場所については議案33ページをご覧ください。以降転用の詳細は係長より説明いたします。

係長 本件について転用の可否に係る説明となります。

本件の経過としましては、土地所有者の●●●●さんが当該農地の一部に生育する木を伐採し、植林するための転用許可願いとなります。本来農地転用については、現状農地の部分から農地以外への転用を行うものをいいます。しかし本町の農業振興地域の網かけが現在多くの農地と林地の混合した土地について問題となっており、農業振興地域の網かけを外すにあたっては何等かの理由が必要です。事務局も現況証明の適用を考えた所ですが現況証明の性質的に登記の地番につき現況が農地でない土地であるという証明を行うものであるため、必然的に分筆が必要になります。農地と林地の狭間の土地については測量をする事も困難であり、分筆指導によっては多額の測量費用を必要とするものです。つきましては、土地所有者の負担の軽減と林業の施業に支障をなるべく緩和するためうち地番による農地の転用申請をもって今後林地として活用するという方向性を取るべきと考えております。皆様に審議していただくものでございますが、現況は畑ではないが公簿及び一部現況については間違いなく畑であるものについての転用申請である事をご理解の上審議願います。旧態以前は林地の施業について農業振興地域の確認が煩雑であった事、農業振興地域の網かけについても当初に規定したものの中で厳密に林地や建物を除外できていない所がありますので、その場所の施業、建物の増改築等をする際には

同様の方法にて転用許可を求めることが考えられます。

それでは説明資料 17 ページの審査表をご覧ください。

1 立地基準、(1)(2) 農地区分の判断ですが、農政課所管の農用地利用計画図にて農用地区域内農地であるとの判断であり、農政課と協議し除外申請の最中となっております。

また、除外後の状況としましては隣接団地のない 10ha 以下の狭小地として第 2 種農地と位置づけとしております。

(3) 代替地がないと判断した理由ですが、申請者の土地の中で周辺山林と同一に林業の事業施業を行う事ができる土地については本地以外なく。農地として現在活用されていない事からも適切であると考えます。

説明資料 18 ページです。2 一般基準であります。(1) 事業実施の確実性についてであります。資力及び信用についてですが、施業者の●●●●からの事業見積り書では伐採経費が●●●●円、流木売払の収入が●●●●円でその後の植林経費が●●●●円程度だが、植林には補助事業を活用して実施するため手出しはほとんどないとの事。権利を有する者の同意であります。現在、●●●●さんが耕作を行う農地のうち貸借の面積に参入していない部分になりますので問題ありません。

申請面積については、周辺耕作地に影響の出ない必要最低限の面積であり、適正と判断しております。

(2) 被害防除措置の妥当性ですが、事業実施に当たり各項目とも問題ないと判断しています。

(4) 農振計画の変更手続きですが、現在農政課と協議の上進行中であり、道の許可を得た際にこの転用の許可申請を有効とするという形になります。

3 添付書類については、(1)(2)ともに事務局で確認済であり、一部は議案に添付しております。説明資料 20 ページの 4 例外許可事由の該当状況及び 5 の総合判断をご覧ください。本件については、農地法における例外的許可の事由には合致しないため、正規の転用の許可手続きを経て許可いたします。

転用可否の判断ですが、現在農業振興地域より除外の申請中であり、目的の達成のために他の土地の代替性がないことが明確である。また、農振計画の達成に支障を及ぼすことがない点については農政課から意見を徴しているのも明らかです。

よって、転用申請を許可してよろしいと判断いたします。

最後に農業会議への意見聴取は行うことについては、事務の煩雑化を避けるため本議案をもって農業会議意見書及び、北海道知事による農業振興地域の除外に関する許可を受けて会長専決による許可書交付とさせていただきますことを一括で審議お願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番日野委員。

日野委員 このような農地はまだたくさんあると思います。おそらく国等の補助金と関わってくると思うが、大丈夫なのだろうか。

係長 はい。農業振興地域を外すことができれば内地番として処理し問題ないと思います。

議長 質疑ございませんか。4番大坪委員。

大坪委員 前段に農業会議とのやり取りはあったのでしょうか。また他の市町村にはこのような事例はあるのですか。

係長 農業会議には、まだ連絡はしておりません。他の市町村農業委員会事務局に聞き取りしたところ、同じような事例は確認できました。

議長 質疑ございませんか。1番温水委員。

温水委員 その他の市町村は全く同じような手法で、今回の我々のやり方で処理しているのですか。

係長 全く同じやり方ではございません。

日野委員 今回は完全に新規の手法で検討する案件となっている。今後、類似の事例が多く発生することが考えられるため慎重に審議を行う必要があると考えられる。

大坪委員 日野委員に言うように今回は初めての事例である。特に従前



の現況証明の発給によるものと今回の線引きはどのように考えているのか、事務局の考えを伺いたい。

係 長 基本は農地利用の状況によって考えるべきだと考えております。農地について現状の耕作地周辺の山林については今回のケースのように処理、現在利活用がなされておらず農地の粗相を明らかに外れているものは現況証明の発給という線引きになると現在解釈しております。

議 長 質疑ございませんか。  
質疑を打ち切ります。  
本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。  
ここで現地確認のため休憩といたします。

～休憩～

議 長 休憩を解き会議に戻します。審議保留にしていた件について再開いたします。議案第5号. 農地法第3条第1項の許可申請について審議します。なおこれは●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

この件について意見を求めます。4番大坪委員。

大坪委員 ただいま現地確認をしてきましたが、問題ありませんでしたので許可してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声)  
異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続いて、議案第6号. 農地法第4条第1項の許可申請について審議します。

この件について意見を求めます。5番張間委員。

張間委員　ただいま現地確認をしてきましたが、問題ありませんでしたので許可してよろしいと思います。

議　長　ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第7回農業委員会総会を終了いたします。